別表第六十二号注６(1)を次のように改める。

(1)　スロットの変調方式が十六値振幅位相変調の場合、‘0000’を開始値として１ずつ増加させた値を‘1111’まで順に並べ、これを２回繰り返したものとする。

別表第六十九号の二注３中「$E'_Y=0.2637E'_R+0.6780E'_G+0.0593E'_B$」を「$E'_Y=0.2627E'_R+0.6780E'_G+0.0593E'_B$」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（放送法施行規則の一部改正）

２　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七十条第五項第四号ロ中「第二十四条の七」を「第二十四条の九」に改める。

告　示

○総務省告示第三百六十七号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第五条第一項、第二十四条の七、第四十四条及び第六十四条第二項第一号（同令第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第二百三十四号（映像信号及び音声信号の圧縮手順及び送出手順を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十一日　　総務大臣　山本　早苗

第二項第二号中「デジタル放送の標準方式」の下に「第二十四条の七及び」を加える。

別表第五号別記第１注１ただし書、注２ただし書、注４ただし書及び注６ただし書中「ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－１」の次に「、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３」を加える。

別表第六号中「デジタル放送の標準方式」の次に「第二十四条の七及び」を加える。

○総務省告示第三百六十八号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）別表第十八号注３及び別表第二十三号の二注３の規定に基づき、地震動警報情報及び地域の防災・安全情報の構成を次のように定める。

なお、平成二十三年総務省告示第三百六号（地震動警報情報の構成を定める件）は、廃止する。

平成二十六年十月二十一日　　総務大臣　山本　早苗

１　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）別表第18号の表B_4～B_{203}の項に掲げる地震動警報情報の構成は、次のとおりとする。

B_4～B_{16}	B_{17}～B_{18}	B_{19}～B_{20}	B_{21}～B_{23}	B_{24}～B_{111}	B_{112}～B_{121}	B_{122}～B_{203}
同期信号	開始／終了フラグ	更新フラグ	信号識別	地震動警報詳細情報	ＣＲＣ	パリティビット
13	2	2	3	88	10	82

注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

２　‘　’で囲まれた数字は、２進数とする。

３　同期信号は、デジタル放送の標準方式別表第11号に定める同期信号の下位13ビットと同一の値をとるものとする。

４　開始／終了フラグは、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は‘00’とし、地震動警報詳細情報なしを表す場合は‘11’とする。

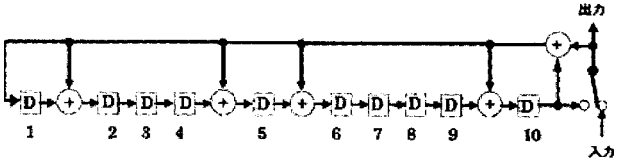
５　更新フラグは、開始／終了フラグが‘00’の場合は‘00’を開始値とし、伝送される一の地震動警報詳細情報の内容に変更が生じるごとに１ずつ増加するもの（ただし、‘11’の次は‘00’に戻るものとする。）とし、開始／終了フラグが‘11’の場合は‘11’とする。

６　信号識別は、地震動警報詳細情報の種別を識別するために使用する領域とし、その割当ては、別表第１のとおりとする。

７　地震動警報詳細情報は、地震動警報情報の詳細を伝送するために使用する領域とする。その構成は、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は別表第２、地震動警報詳細情報なしを表す場合は別表第３のとおりとし、未定義を表す場合は全て‘１’とする。

８　ＣＲＣは、B_{21}～B_{111}を用いて、次に示す生成多項式により生成されるものとし、次の回路の各レジスタの初期値は、‘０’とする。

符号化生成多項式：$g(x)=x^{10}+x^9+x^5+x^4+x+1$



D：１ビット遅延素子を表す。

⊕：排他的論理和の演算素子を表す。

９　パリティビットは、B_{17}～B_{121}を用いて、差集合巡回符号（273，191）の短縮符号（187，105）により生成されるものとする。ここで、差集合巡回符号（273，191）の生成多項式は、次のとおりとする。

符号化生成多項式：$g(x)=x^{82}+x^{77}+x^{76}+x^{71}+x^{67}+x^{66}+x^{56}+x^{52}+x^{48}+x^{40}+x^{36}+x^{34}+x^{24}+x^{22}+x^{18}+x^{10}+x^4+1$

２　デジタル放送の標準方式別表第23号の２の表B_4～B_{203}の項に掲げる地震動警報情報の構成は、次のとおりとする。

B_4～B_{16}	B_{17}～B_{18}	B_{19}～B_{20}	B_{21}～B_{23}	B_{24}～B_{111}	B_{112}～B_{121}	B_{122}～B_{203}
同期信号	開始／終了フラグ	更新フラグ	信号識別	地震動警報詳細情報	ＣＲＣ	パリティビット
13	2	2	3	88	10	82

注１　単位の指定のない数字は、その領域のビット数を示す。

２　‘　’で囲まれた数字は、２進数とする。

３　同期信号は、デジタル放送の標準方式別表第11号に定める同期信号の下位13ビットと同一の値をとるものとする。

４　開始／終了フラグは、信号識別が地震動警報詳細情報又は地震動警報詳細情報の試験信号を表す場合は‘00’とし、詳細情報なし（地震動警報詳細情報及び地域の防災・安全詳細情報がない状態をいう。以下同じ。）を表す場合は‘11’とする。

５　更新フラグは、開始／終了フラグが‘00’の場合は‘00’を開始値とし、伝送される一の地震動警報詳細情報又は地域の防災・安全詳細情報の内容に変更が生じるごとに１ずつ増加するもの（ただし、‘11’の次は‘00’に戻るものとする。）とし、開始／終了フラグが‘11’の場合は‘11’とする。

６　信号識別は、地震動警報詳細情報又は地域の防災・安全詳細情報の種別を識別するために使用する領域とし、その割当ては、別表第４のとおりとする。